

政令第二百三十五号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証」を「、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証」に改める。

附 則

この政令は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の施行の日（平成二十年七月二十一日）から施行する。